

【令和5年5月8日より】

学校園長 あて

罹 患 報 告 書

住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日生
病 名	
診断日	年 月 日
医療機関名	
診察結果（※1）	年 月 日以降は登校可能

※1：病名と出席停止の期間の基準を別表でご確認いただき、医師から登校・登園可能と指示された月日を、上記「診察結果」にご記入ください。

※2：「インフルエンザ」及び「新型コロナウイルス感染症」の場合のみ、次の「発症日（症状が出た日）」「解熱日（新型コロナウイルス感染症は、症状が軽快した日）」に月日をご記入ください。

（※2）

発症日	年 月 日
解熱日 （症状軽快日）	年 月 日
記入日	年 月 日
保護者名（自署）	

【令和5年5月8日より】

学校園長 あて

(記 入 例)

罹 患 報 告 書

住 所	倉敷市西中新田 6 4 0
氏 名	□□□ □□
生年月日	平成 ○ 年 △ 月 □ 日生
病 名	インフルエンザ
診断日	令和 ◎ 年 △ 月 □ 日
医療機関名	〇〇クリニック
診察結果(※1)	令和 ◎ 年 △ 月 〇〇 日以降は登校可能

検査キットによる自己検査で「新型コロナウイルス感染症」と判明し、受診しなかった場合は「診断日」及び「医療機関名」の記入は不要です。

※1：病名と出席停止の期間の基準を別表でご確認いただき、医師から登校・登園可能と指示された月日を、上記「診察結果」にご記入ください。

※2：「インフルエンザ」及び「新型コロナウイルス感染症」の場合のみ、次の「発症日（症状が出た日）」「解熱日（新型コロナウイルス感染症は、症状が軽快した日）」に月日をご記入ください。

(※2)

発症日	令和 ◎ 年 △ 月 □ 日
解熱日 (症状軽快日)	令和 ◎ 年 △ 月 〇 日
記入日	令和 ◎ 年 △ 月 〇〇 日
保護者名(自署)	□□□ 〇〇

＜別表：学校園において予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の基準＞

学校保健安全法施行規則第18条、19条

種	病名	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第1種の感染症とみなす。
第2種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザは除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで。(発症日は0日と数える。)
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快(※)して後1日を経過するまで。 無症状の場合は、検体採取日から5日を経過するまで。(発症日は0日と数える。)
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで。
	風疹	発疹が消失するまで。
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	第3種と同じ扱い。
第3種	腸管出血性大腸菌感染症、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	結核及び第3種の感染症にかかった者については、病状により学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

◎出席停止の期間は、感染症の種類に応じて基準が定められていますが、症状には個人差がありますので、医師の診断に基づいて登校するようにご注意ください。

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることです。